

改正信書便法施行に伴う信書便事業者の 事業計画等の変更の取扱いについて

平成27年 9月 11日
総 務 省

改正信書便法施行に伴う信書便事業者の事業計画等の変更の取扱い

【対処方針】

- 1号役務のサイズや3号役務の料金の額を変更せず、改正前の信書便法の規定に基づく特定信書便事業をそのまま継続する者については、事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更認可は不要。
- 2 一方、改正信書便法の規定に基づき1号役務のサイズや3号役務の料金の額を変更する場合は、信書便約款について変更認可が必要(標準約款と同一のものへの変更を除く)。
なお、当該変更を行う意思の有無及び実施時期等は、事業者ごとに異なると考えられる。

(改正信書便法の規定に基づき、1号役務のサイズ、3号役務の料金の額を変更するケースの考え方)

事業計画	<ul style="list-style-type: none">○ 特定信書便役務のサイズ、料金の額の変更は、事業計画への記載事項である「役務の種類」自体を変更するものではなく、事業計画の変更に該当しない。○ 改正前の信書便法の規定に基づきサイズや額を明記している場合であっても、通信の秘密の確保に何ら影響を与えるものではないことから、「当面変更不要(※)」として差し支えないこととする。○ なお、他の事由により変更認可や届出が必要となった際、併せて変更することとする。
信書便約款	<ul style="list-style-type: none">○ 役務の提供条件に係る利用者利益を保護するため、変更認可が必要。 (現に定めている信書便約款を標準信書便約款と同一のものに変更した場合を除く。)
信書便管理規程	<ul style="list-style-type: none">○ 信書便法改正により「条ずれ」(第33条⇒第34条)箇所が生じるが、<ul style="list-style-type: none">(1) 通信の秘密の確保に何ら影響を与えるものではないこと(2) 全ての事業者に通の事項であることから、「当面変更不要(※)」として差し支えないこととする。○ なお、他の事由により変更認可が必要となった際、併せて変更することとする。

(※) 許可を受けた当時(改正前)の信書便法令に基づいて適切に記載されているもの。

【備考】「事業収支見積書」は、審査の参考資料(添付書類)。変更に伴う審査を改めて行うのではなく、監督・検査等により適宜担保すべきもの。

参照条文

○民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)

(定義)

第二条 (略)

2~6 (略)

7 この法律において「特定信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの
- 二 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達するもの
- 三 その料金の額が八百円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの

8・9 (略)

(事業計画の変更)

第十二条 一般信書便事業者は、事業計画の変更(第三項に規定するものを除く。)をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 第九条の規定は、前項の認可について準用する。

3 一般信書便事業者は、総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(信書便約款)

第十七条 一般信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める事項に係るものを除く。)について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他一般信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
- 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(信書便管理規程)

第二十二條 一般信書便事業者は、その取扱中に係る信書便物の秘密を保護するため、総務省令で定めるところにより、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、信書便管理規程が一般信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適當であると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

3 一般信書便事業者及びその従業者は、信書便管理規程を守らなければならない。

(事業の許可)

第二十九條 特定信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

参照条文

(許可の申請)

第三十条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 信書便物の送達の方法その他総務省令で定める事項に関する事業計画
- 三 他に事業を行っているときは、その事業の種類

2 前項の申請書には、事業収支見積書その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第三十一条 総務大臣は、第二十九条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 三 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(信書便約款)

第三十三条 特定信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める事項に係るものを除く。)について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
- 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 総務大臣が標準信書便約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、特定信書便事業者が、標準信書便約款と同一の信書便約款を定め、又は現に定めている信書便約款を標準信書便約款と同一のものに変更したときは、その信書便約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

(準用)

第三十四条 第八条の規定は特定信書便事業の許可について、第十条から第十四条まで、第十九条第三項、第二十条から第二十八条まで(第二十七条第二号を除く。)の規定は特定信書便事業者についてそれぞれ準用する。この場合において、第八条、第十一条、第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十八条中「第六条」とあるのは「第二十九条」と、第十条中「第七条第一項第一号又は第三号」とあるのは「第三十条第一項第一号又は第三号」と、第十二条第二項、第十三条第三項及び第十四条第三項中「第九条」とあるのは「第三十一条」と、第十九条第三項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、「一般信書便役務以外の信書便の役務」とあるのは「特定信書便役務」と、第二十七条第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と読み替えるものとする。

参照条文

○民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）
（信書便約款の認可の申請）

第二十四条（略）

2 法第十七条第一項の信書便約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 信書便の役務の名称及び内容
- 二 信書便物の引受けの条件
- 三 信書便物の配達の条件
- 四 信書便物の転送及び還付の条件
- 五 信書便物の送達日数
- 六 信書便の役務に関する料金の收受及び払戻しの方法
- 七 送達責任の始期及び終期並びに損害賠償の条件
- 八 その他信書便約款の内容として必要な事項

（事業計画）

第三十六条 法第三十条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定信書便役務の種類
- 二～五（略）

（添付書類）

第三十七条（略）

2 法第三十条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 一～三（略）
- 四 特定信書便役務の内容を記載した書類
- 五～十（略）

3（略）

(参考1) 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の概要

郵便・信書便分野における規制の合理化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届出手続を緩和するとともに、特定信書便役務の範囲を拡大し、特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続を簡素化する。

背景

<制度の現況>

- 平成15年4月の信書便法の施行により、郵便のみが扱ってきた信書の送達の事業への民間参入が実現
- これまで、全国全面参入型の一般信書便事業への参入は無いが、大型・急送・高付加価値の特定サービスのみを行う特定信書便事業には436者が参入し、引受通数1,000万通、売上高100億円を超える市場規模に成長

<検討の経緯>

- 規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)
 - 信書の送達のユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲の在り方等、郵便・信書便市場における競争促進や更なる活性化の方策について、検討を行い、結論を得る
- 情報通信審議会答申(平成26年3月中間答申・12月第2次中間答申)
 - 一般信書便事業の参入要件は、既に十分明確
 - 他方、郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲内において、特定信書便事業の業務範囲を拡大し、参入事業者による創意工夫を凝らしたサービスの提供により、需要の新規創出や掘り起こしを図ることが適当
 - また、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、迅速な事業展開を可能とするための規制緩和措置が必要

法律の概要

○ 特定信書便役務の範囲の拡大

- 大型信書便サービス
取り扱うことのできる信書便物のサイズを3辺計90cm超から3辺計73cm超まで拡大(A3サイズ大の封筒まで取り扱い可能に)
- 高付加価値サービス
取り扱うことのできる信書便物の料金の額を1通1,000円超から1通800円超まで拡大

○ 信書便約款の認可手続の簡素化(標準約款制度の導入)

- 特定信書便事業者が、総務大臣が定めて公示した標準信書便約款と同一の信書便約款を定めたときは、総務大臣による認可手続を省略

○ 郵便・信書便に関する料金の届出手続の緩和

- 郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金(レタックス、代金引換、本人限定受取等の特殊取扱の料金等)を、事前届出制から事後届出制に緩和
- 一般信書便役務に関する付加サービスの料金についても、あわせて届出手続を緩和

(参考2) 信書便事業の概要

一般信書便事業 ……全国全面参入型

手紙や葉書など、国民生活にとって基礎的な通信サービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引き受け、配達するサービス(一般信書便役務)の提供を必須として、全ての信書の送達が可能なる事業

一般信書便役務:

軽量・小型の信書便物(長さ、幅及び厚さが各々40cm、30cm、3cm以下、かつ重量が250g以下)を差し出された日から原則3日以内に送達するサービス

全国を業務区域として、なるべく安い料金で、あまねく公平に利用できるように、次の参入要件を満たすことが必要。

- (1) 全国均一料金
- (2) 25g以下の信書便物の料金は、省令で定める上限(82円)以下
- (3) 随時・簡易な差出方法として信書便差出箱の設置(市町村の人口に応じ、全国に、満遍なく設置/約9.2万本)
- (4) 週6日以上 of 配達



特定信書便事業 ……特定サービス型

付加価値の高い特定の需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業

特定信書便役務:

①大型信書便サービス(1号役務)

長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



例: 本庁・支庁間の巡回便

②急送サービス(2号役務)

信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの



例: バイク便等の急送便

③高付加価値サービス(3号役務)

料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(国内における役務は1,000円)を超えるもの



例: 配達記録、電報類似サービス

➡ 大きさの基準を3辺計73cm超まで緩和

➡ 料金の基準を1通800円超まで緩和

※信書=「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」(郵便法第4条第2項)